

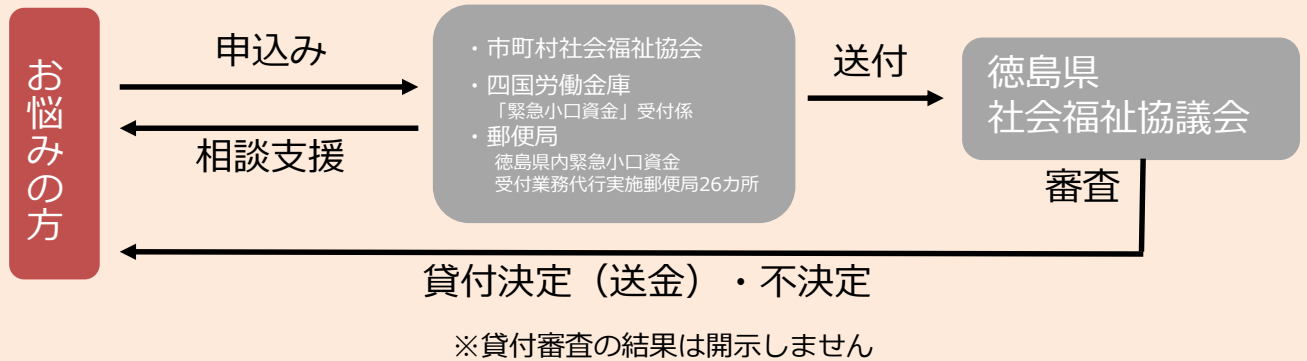
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

徳島県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

貸付手続きの流れ

本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります



申請時に必要な書類等

◆収入の減少がわかる書類

- ・給与明細書（直近3ヶ月）※減収月含む
- ・シフト表、スケジュール帳 ・退職票
- ・確定申告書、財務諸表、売上帳 等

◆身分証明書 ※本人確認が取れる書類

- ・運転免許証 ・健康保険証
- ・パスポート ・マイナンバーカード 等

◆住民票

世帯全員分・続柄省略なし（本籍、マイナンバー不要）

◆預金通帳 及び 登録印 ※申請者本人

◆その他

必要に応じて、以上の書類の他に書類の提出を求める場合があります。

お問合せ窓口

徳島県社会福祉協議会

住所：徳島市中昭和町1丁目 徳島県立総合福祉センター3階

電話：（専用回線）080-8639-9700 ・ 080-8639-9701

受付時間：平日 午前9時～午後5時

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したものの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

- ・市町村社会福祉協議会
- ・四国労働金庫（申請書類の交付受付）

「緊急小口資金」受付係 Tel0120-32-7323

・郵便局

「県内緊急小口資金特例貸付受付業務代行実施郵便局」
徳島中央、川内、徳島西、鳴門、小松島、阿南、鴨島、市場、脇町、阿波池田、勝浦、上勝、佐那河内、石井、神山、松茂、北島、藍住、板野、上板、延野、日和佐、牟岐、海南、貞光、三加茂

主に失業された方等向け（総合支援資金） ※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。